
杵築市 子どもの貧困対策推進計画

第 1 節 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の将来を担うのは今日の子どもたちであり、子どもたちが将来に希望を抱ける社会を作ることが必要です。我が国の子どもの貧困率は、平成 28 年厚生労働省調査によると 15.6%で、前回調査より 0.5%低下しているものの、依然高い数値を示しています。この経済格差は子どもたちの教育格差にもつながっています。平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、法第 4 条に地方公共団体は子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ地域の状況に応じた施策を策定し、実施に努めるよう規定されました。

本市では、子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「杵築市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第 4 条に定める地方公共団体の計画として策定します。

また、「杵築市保健医療福祉総合計画」の 1 計画として位置づけ、「杵築市子ども・子育て支援事業計画」や「次世代育成支援行動計画」等との整合・連携を図り、子どもの健康、福祉の推進に努めます。

3 計画の期間

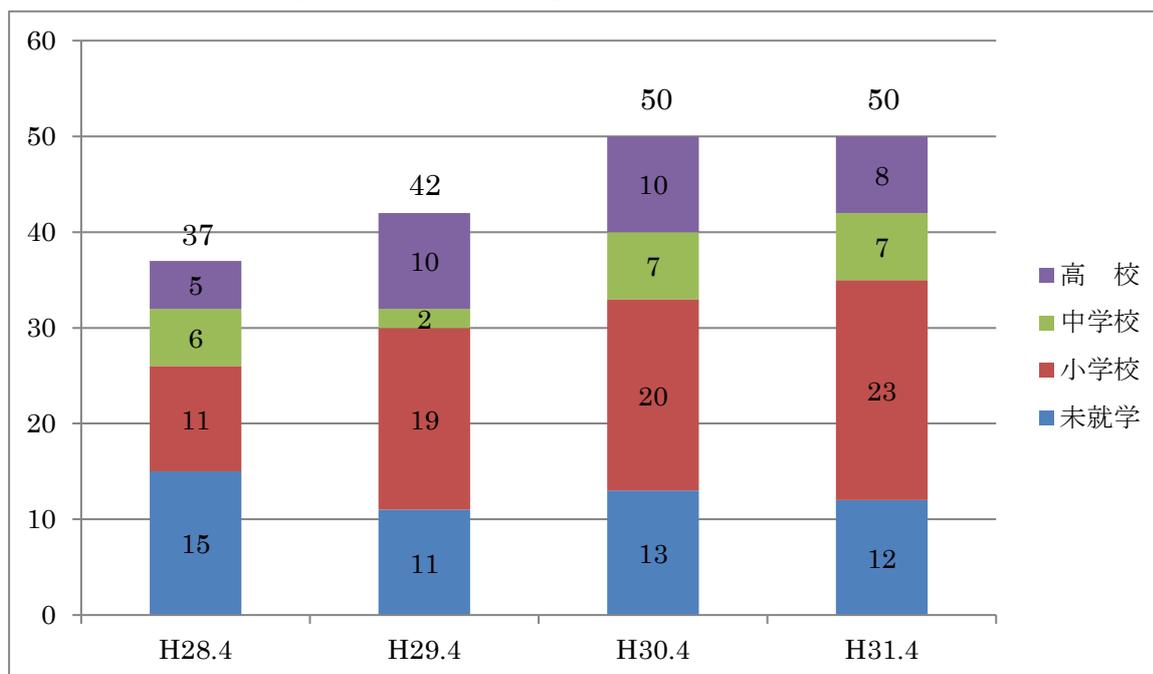
本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年とします。

第2節 杵築市における子どもを取り巻く現状と課題

1 生活保護世帯の子どもの数の推移

本市の生活保護世帯における子どもの数は、平成26年度は27人、平成29年度は42人と、増加傾向にあります。

■ 杵築市の生活保護世帯における子どもの数の推移 [単位：人]



出典：保護台帳

2 ひとり親家庭の子どもの数の推移

ひとり親家庭（母または父と18歳未満の子どもの世帯）は、平成17年度は92世帯、平成27年度は137世帯と、増加傾向にあります。

■ 杵築市におけるひとり親世帯数の推移

[単位：世帯]

| 世帯の状況 | H17年度 | | | H22年度 | | | H27年度 | | | | |
|-----------------|--------|-------------|--------------|--------|-------------|--------------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | 一般世帯数 | うち6歳未満世帯員あり | うち18歳未満世帯員あり | 一般世帯数 | うち6歳未満世帯員あり | うち18歳未満世帯員あり | 一般世帯数 | うち6歳未満世帯員あり | うち12歳未満世帯員あり | うち15歳未満世帯員あり | うち18歳未満世帯員あり |
| 全世帯数 | 12,169 | 1,091 | 2,735 | 12,126 | 1,063 | 2,570 | 12,047 | 968 | 1,660 | 2,021 | 2,403 |
| 母子世帯(A) | 84 | 12 | 77 | 112 | 18 | 107 | 131 | 31 | 71 | 100 | 119 |
| (他の世帯員がいる世帯を含む) | - | - | - | 213 | 45 | 199 | 227 | 60 | 134 | 176 | 210 |
| 父子世帯(B) | 16 | 3 | 15 | 18 | 1 | 16 | 20 | 2 | 4 | 14 | 18 |
| (他の世帯員がいる世帯を含む) | - | - | - | 58 | 5 | 53 | 51 | 3 | 17 | 37 | 47 |
| ひとり親世帯(A+B) | 100 | 15 | 92 | 130 | 19 | 123 | 151 | 33 | 75 | 114 | 137 |
| (他の世帯員がいる世帯を含む) | - | - | - | 271 | 50 | 252 | 278 | 63 | 151 | 213 | 257 |

出典：国勢調査

3 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、平成 27 年度は 86.2%と、県全体の進学率 98.6%に比べ、低くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率も 33.3%と、県全体の進学率 71.6%に比べ、低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、平成 27 年度は 2.6%となっており、高等学校卒業後の就職率は 57.1%となっています。

■大分県における生活保護世帯の子どもの進学率・就職率 [単位：%]

| | | | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|-------------|----|--------|-------|-------|-------|
| 卒業後 中学校 | 進学 | 生活保護世帯 | 90.0% | 91.5% | 86.2% |
| | | 県全体 | 98.8% | 98.9% | 98.6% |
| | 就職 | 生活保護世帯 | 1.4% | 1.5% | 2.6% |
| | | 県全体 | 0.3% | 0.4% | 0.6% |
| 卒業後 高等学校 | 進学 | 生活保護世帯 | 27.4% | 26.0% | 33.3% |
| | | 県全体 | 71.1% | 70.6% | 71.6% |
| | 就職 | 生活保護世帯 | 55.6% | 54.3% | 57.1% |
| | | 県全体 | 26.2% | 26.5% | 26.3% |

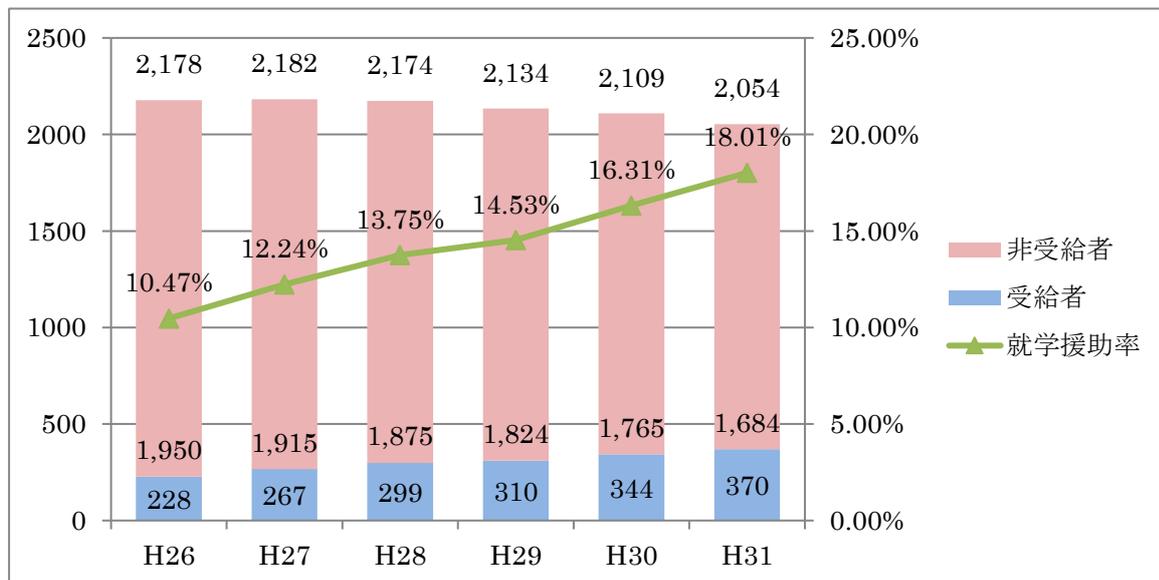
出典：大分県子どもの貧困対策推進計画

4 就学援助を受けた児童生徒の数の推移

就学援助を受けている児童生徒は、平成 23 年度は 200 人、平成 28 年度は 299 人と、5 年間で約 100 人増加しています。

また、全体に対する割合は、平成 23 年度に 8.71%であるのに対し、平成 28 年度は 13.75%と増加しています。

■杵築市の就学援助を受けた児童生徒数と割合の推移 [単位：人、%]



出典：就学援助認定名簿

5 児童扶養手当受給者への意識調査

(1) 調査の対象・目的

本市の児童扶養手当受給者を対象に、各々の世帯が抱える困り事や、利用している支援策等を把握し、ひとり親世帯等に対する計画や、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査事項

- ①世帯の状況
- ②保護者が困っていること
- ③保護者が子どものことで困っている内容
- ④子どもに対する費用で負担を感じるもの
- ⑤相談相手の有無、相談先
- ⑥公的支援施策の利用状況
- ⑦子どもの居場所づくりについての希望の有無

(3) 調査の時期

平成 29 年 5 月から 6 月末

(4) 調査の回答数

93 件／267 件（男性 30 名、女性 237 名）

(5) 調査結果の概略

① 回答者の性別、年代、子ども以外の同居家族の有無

回答者は、女性 87.1%、男性 10.0%でした。年代は 30 代、40 代がそれぞれ 38.7%、44.1%と多く、20 代は 9.7%、50 代は 7.5%でした。また全体の 84.9%が就業者、9.7%が求職中でした。子ども以外との同居家族は、「ある」と答えた人が 40.8%、「ない」と答えた人が「54.8%」でした。

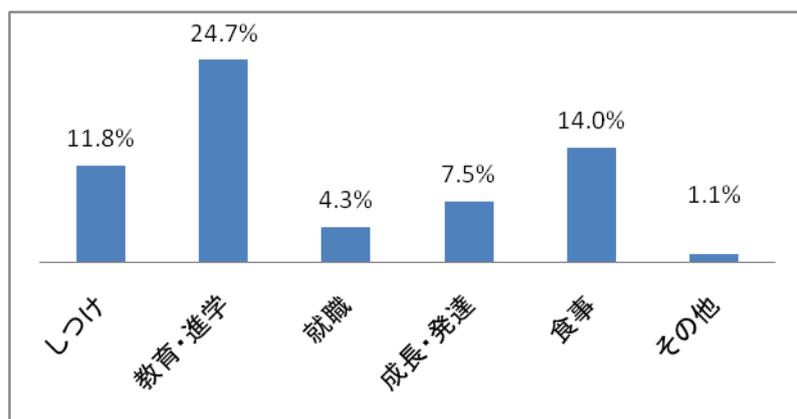
② 保護者が困っていること（複数回答）

保護者が困っていることは、「家計」と答えた人が 62.4%と最も多く、その他は、「子ども」24.7%、「住居」21.5%、「仕事」20.4%であり、「困っていない」と答えた世帯も 20.4%ありました。

③ 保護者が子どものことについて困っている内容

保護者が子どものことについて困っている具体的内容としては、「教育・進学に関すること」が 24.7%と最も多く、続いて「食事に関すること」14.0%、「しつけに関すること」11.8%でした。

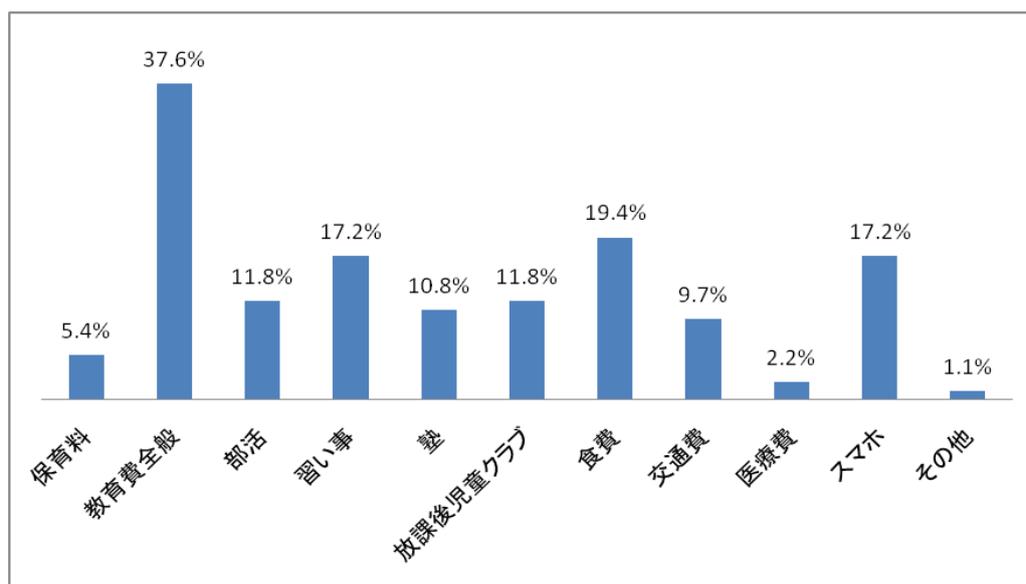
■子どものことについて困っている内容 [単位：%]



④ 子どもに対する費用で負担を感じるもの（複数回答）

子どもにかかる費用で負担を感じるものは、「教育費全般」が 37.6%と一番多く、続いて「食費」19.4%、「習い事」と「スマホ」がそれぞれ 17.2%でした。

■子どもに対する費用で負担を感じるもの [単位：%]



⑤ 相談相手の有無

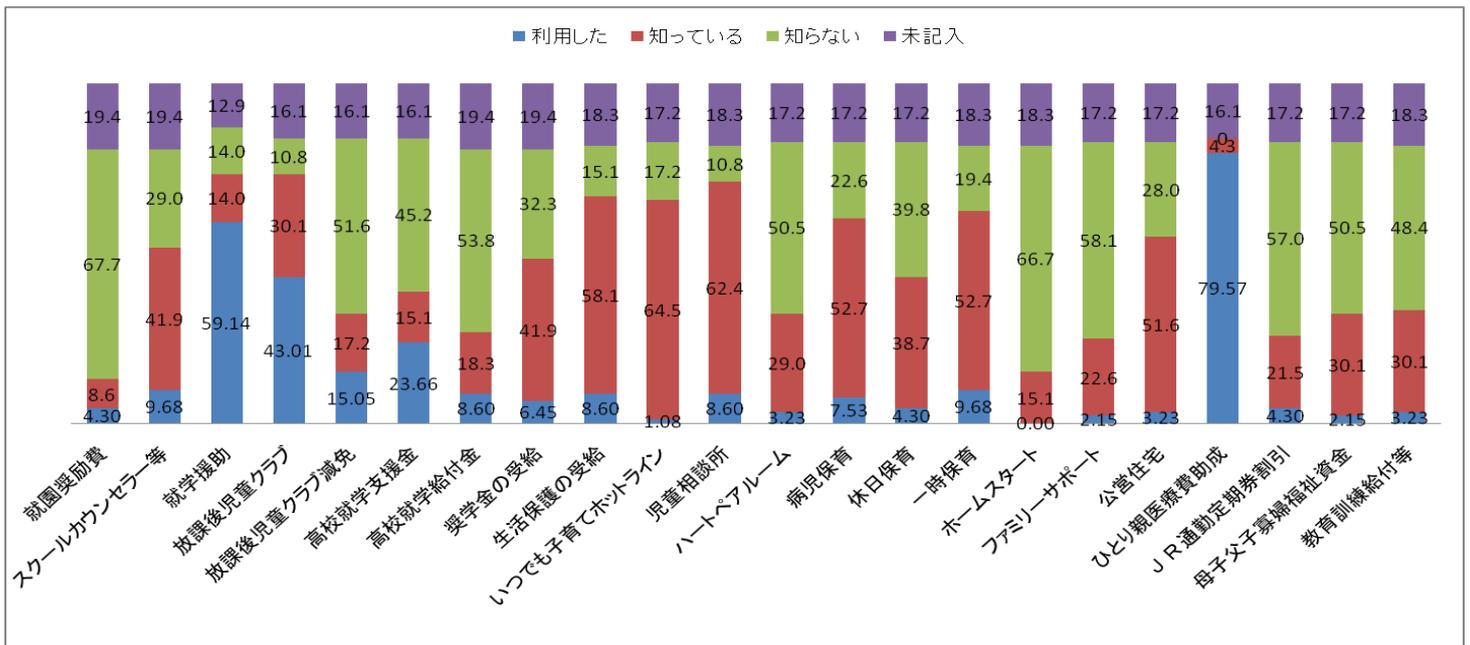
困ったときに相談する人が「いる」と答えた人は82.8%と多いが、「いない」と答えた人も7.5%ありました。

⑥ 子育て支援施策の利用状況（複数回答）

子育て支援施策の認知度については、多い順に、「ひとり親医療費助成」、「就学援助」、「放課後児童クラブ」でした。

■ 公的支援施策の認知・利用状況

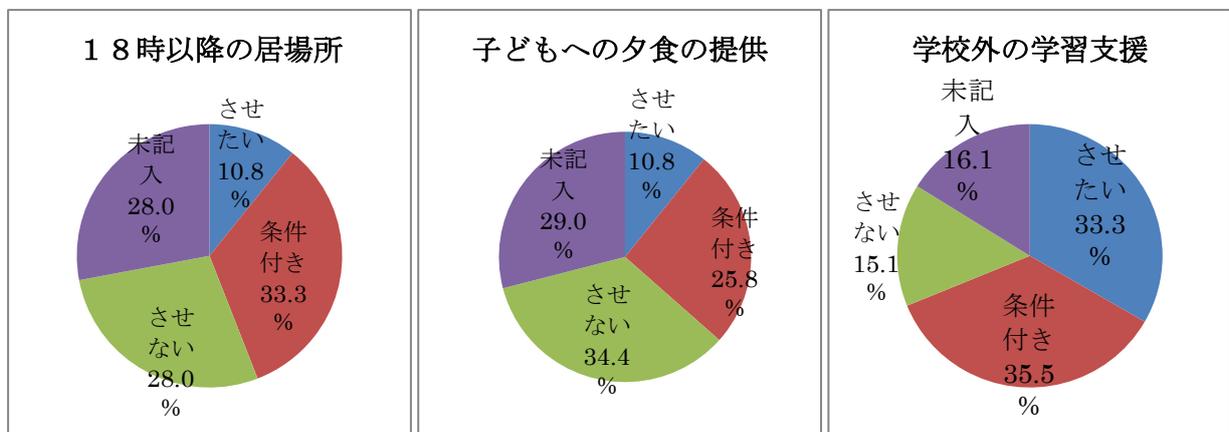
[単位%]



⑥ 子どもの居場所づくりの希望の有無について

子どもの居場所についての希望は、条件付き（費用・送迎）も含めて44.1%でした。子どもの居場所での夕食提供の希望は、条件付きも含めて36.6%でした。学習支援については、条件付きも含めて68.8%でした。

■ 子どもの居場所利用希望



第3節 基本的な考え方

1 基本理念

杵築市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

本計画では、教育部門、福祉部門、関係団体が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力、可能性を伸ばすことが出来るような地域社会の実現のために、基本理念を次のように定めます。

「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」

2 基本方針

基本理念の実現のために、「子どもの貧困対策に関する大綱」の重点施策である以下の4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

(1) 教育の支援

家庭の状況にかかわらずすべての子どもが、能力・可能性を最大限に伸ばしていけるようにするために学習支援に取り組みます。

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもが様々な不利を背負わないよう、また社会的孤立に陥ることのないよう、相談体制の充実を図ります。またすべての子どもたちに対して将来的な健康格差を引き起こさないための健康な体づくりの取り組みを行います。

(3) 保護者に対する就労の支援

保護者が就労できるよう、相談支援や職業訓練などの支援に取り組みます。

(4) 経済的支援

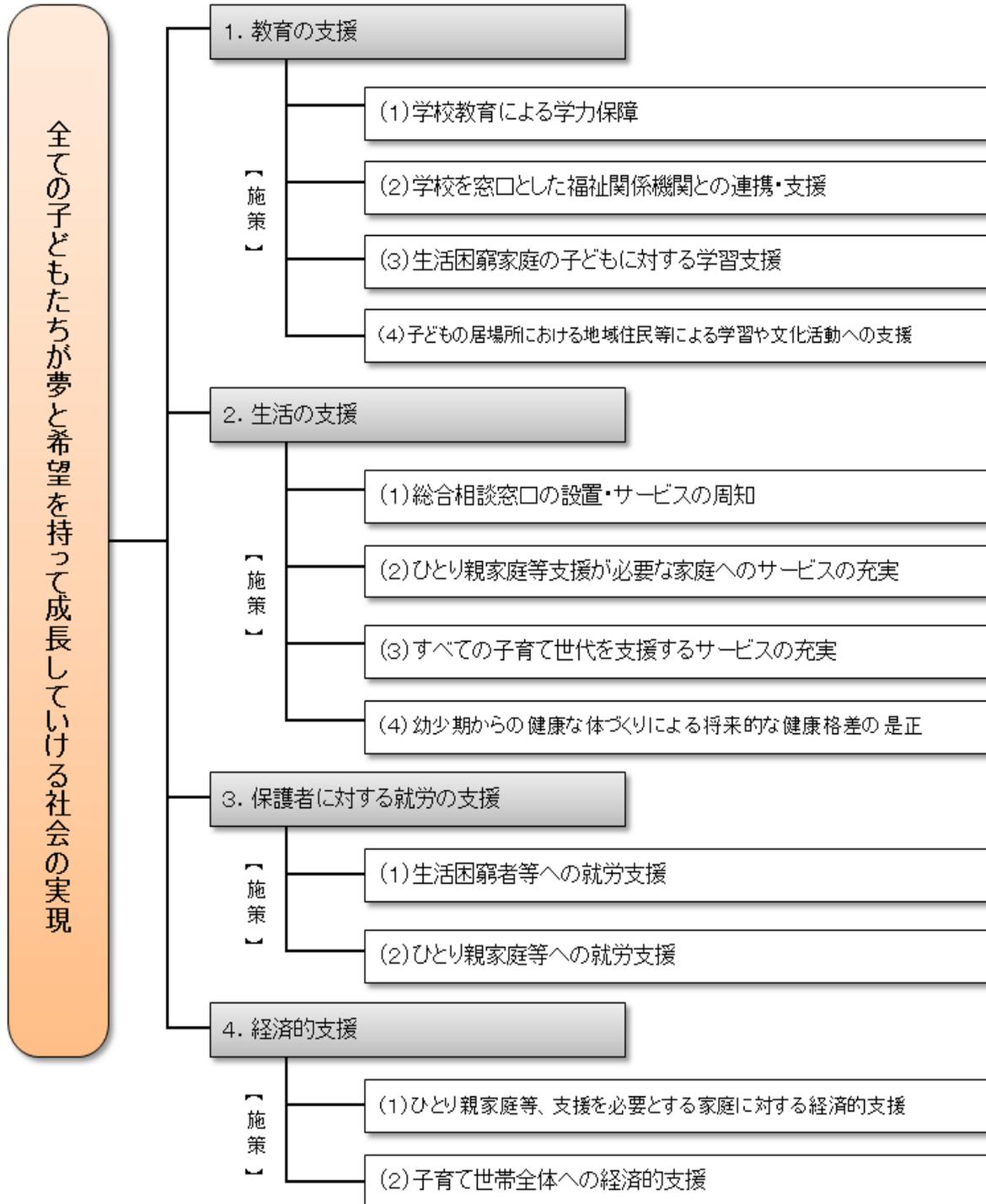
ひとり親世帯など、経済的に困難な状況にある家庭の経済面の下支えに取り組みます。

また全ての子育て世帯が安心して生活できるための経済的な支援を行います。

3 施策体系

【基本理念】

【基本方針】



第4節 具体的な施策・事業

1. 教育の支援

| 概要 | |
|--|--|
| <p>家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしていけるようにするために、学習のできる機会の確保や地域活動、世代間交流による「学びの意欲向上」を図ります。</p> <p>すべての子どもが集う学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、子どもやその家庭が抱える問題への早期対応を図り、適切な支援が受けられるように環境を整えます。</p> | |
| 施策 | 具体的内容 |
| (1) 学校教育による学力保障 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境や経済状況に左右されることなく、すべての子どもたちが学ぶ意欲を高め、将来の夢と希望が持てるよう、学校教育の充実を図ります。 ・保育所・認定こども園・幼稚園と学校との交流や相互理解を図り、学校教育にうまく接続できるように取り組みます。 |
| (2) 学校を窓口とした福祉関係機関との連携・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめ問題をはじめ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決等を図るために、スクールカウンセラーによる相談体制を整えます。また、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭環境に起因する様々な問題を抱える子どもを早期に関係機関につなげていくことができる体制づくりを進めます。 |
| (3) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・就学援助が適切に受けられるような働きかけや、奨学金、母子父子寡婦福祉資金の紹介等、経済的に困窮している児童・生徒の学びを支える取り組みを推進します。 ・生活困窮世帯に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わないなどの問題を抱える子どもへの学習支援を行います。 |
| (4) 子どもの居場所における地域住民等による学習や文化活動への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添い、子どもの居場所を整え、地域住民や高校生等による子どもたちへの学習支援や文化活動等の取り組みを推進します。 |

2. 生活の支援

| 概要 | |
|---|---|
| <p>貧困の状況にある子どもは、様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまいます。このような社会的孤立に陥ることのないよう、相談体制の充実を図ります。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えた施策を推進し、子育て家庭の誰もが安心して子育てできる環境を整えるため、子育て支援事業等の充実を図ります。</p> <p>子どもが健やかに伸びやかに成長できるように支援するためには、幼少期からの保護者の適切な関わりが不可欠です。保護者が子育てに関する知識や技術を身につけ、乳幼児期に愛着形成や情緒の安定と基本的な生活習慣の定着がなされることは、学齢期以降の学習習慣及び困難に立ち向かう精神力の基盤形成につながります。また、幼少期からの健康意識の格差は将来的な健康格差につながります。</p> <p>そのために、健康部門、教育部門等関係機関と協力して、適切な育児に対する知識の提供、相談の機会の設定、食育やむし歯予防等の取り組みを行います。</p> | |
| 施策 | 具体的内容 |
| (1) 総合相談窓口の設置・サービスの周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要としている対象者に支援が行き届くよう、妊娠期から子どもが自立に至るまで、切れ目のない支援を行うこと、また、子どもに関する相談を一つの窓口で対応するため、「子育て世代包括支援センター」を含む「全世代対応型包括支援センター」における総合相談窓口機能を充実させます。 ・医療機関、保健・福祉分野等関係機関が連携し、母子保健・育児支援のネットワークをさらに強化し、専門職等関係者がチームで対応するなど、相談支援体制の強化を図ります。 |
| (2) ひとり親家庭等支援が必要な家庭へのサービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等からの、住居や生活、就労、教育等様々な問題に対して必要な情報や相談・支援を、ワンストップで適切に提供できるよう、母子・父子自立支援員を配置し、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子父子寡婦福祉資金の活用、適切な家計管理等についての相談・支援をします。 ・生活保護受給者を含む生活困窮者に対する自立支援のため、包括的な支援を行う自立支援事業の実施、就労準備支援・子どもの学習支援事業等を実施します。 |
| (3) すべての子育て世代を支援するサービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭、生活困窮家庭のみならず、すべての子どもが健やかに伸びやかに育つよう、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を行います。ホームスタート、ファミリーサポートセンター事業、養育支援訪問事業など、支援者の少ない家 |

| | |
|--|---|
| | <p>庭に寄り添う支援、病児・病後児保育等、保護者が働きやすい環境作り等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後に子どもが安心して過ごせる居場所を設置し、あわせて高齢者や高校生による学習支援、食事の提供（子ども食堂の設置等）を行います。 ・子どもの居場所の全市的な展開のために、コーディネーターの養成を行います。 ・保育所・認定こども園・幼稚園等で、地域の高齢者をはじめ幅広い世代との交流や見守り等、地域全体で子育て支援に取り組み、子どもの健やかな育ちを支えます。 |
| <p>(4) 幼少期からの健康な体づくりによる将来的な健康格差の是正</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、離乳食教室などの母子保健事業、地域住民と協力して行う親子食育教室、学校での栄養教諭を中心とした栄養指導など、発達段階に応じた食育の推進を図ります。 ・生涯の健康保持の基盤となる口腔衛生について、幼少期からのむし歯予防のため、歯磨き指導、フッ化物の利用等、歯科保健対策に取り組みます。 |

3. 保護者に対する就労の支援

| 概要 | |
|-------------------|--|
| 施策 | 具体的内容 |
| | <p>保護者が働き収入を得ることは、生活の安定が図られるとともに、保護者の働く姿を子どもに示すことにより、子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、教育的意義が認められることから、相談支援や職業訓練などの支援に取り組みます。</p> |
| (1) 生活困窮者等への就労支援 | <ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援法に基づく支援事業として、就労相談や就労体験などの支援を行うほか、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し福祉分野等関係機関と連携し、包括的に支援します。 |
| (2) ひとり親家庭等への就労支援 | <ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭に対して、ハローワーク、母子・父子福祉センターと連携し、職業のあっせんができる機関の紹介など就労支援を行います。・就職に有利な資格取得を希望するひとり親に対して、自立支援教育訓練補助金、高等職業訓練促進給付金事業の利用を促進します。 |

4. 経済的支援

| 概要 | |
|--|---|
| <p>ひとり親世帯については、児童扶養手当の給付、医療費の助成や福祉資金の貸与のほか、保育料の減免や放課後児童クラブの利用料減免など、経済的に困難な状況にある家庭の経済面の下支えに取り組みます。</p> <p>また、全ての子育て世帯が安心して生活できるために、児童手当の給付、中学生までの医療費の無料化、おおいた子育てほっとクーポン事業等、広く経済的な支援を行います。</p> | |
| 施策 | 具体的内容 |
| (1) ひとり親家庭等、支援を必要とする家庭に対する経済的支援 | <ul style="list-style-type: none">・保護者が子どもを保育所、認定こども園、幼稚園等に入園させ、安心して仕事ができることを支援するため、所得に応じた保育料の減免を行います。・児童扶養手当の支給及び負担金が払えずに放課後児童クラブの利用を断念することのないよう、低所得世帯の保護者負担金の減免を行います。・貸付金制度等のひとり親家庭に対する各種経済的支援制度にかかる情報提供や手続きの援助を行い、経済的自立を支援すると共に生活意欲を促進します。 |
| (2) 子育て世帯全体への経済的支援 | <ul style="list-style-type: none">・全ての子育て世代が安心して生活を送るため、児童手当の給付、医療費の中学生までの無料化、おおいた子育てほっとクーポン事業など、広く経済的な支援を行います。 |

第5節 計画の評価

子どもの貧困対策にあたっては、必要なサービスを適切に受けられるようにするために、下記の評価指標を設定し、目標値の達成に向けて取り組みます。

| 項目 | 現状（平成 28 年度末時点） | 目標（平成 32 年度末時点） |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 子育てに関連するサービスの周知率 | 46.7% | 100% |

用語説明

か行

●高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親の母または父が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため学校等で1年以上修学するときに修学する全期間（36ヶ月を上限）月の生活費を給付する制度。

●子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、子育て世代への切れ目のないきめ細やかな支援を提供する場所

●子ども家庭総合支援事業

専門的な支援が必要な家庭に対して、自宅を訪問し養育に関する指導、助言、家事援助などの支援を行う事業

さ行

●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村が給食費、修学旅行費、通学費、学用品費等の一部を助成する制度

●児童扶養手当

離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない18歳までの児童を養育している人、もしくは父又は母が重度の障がいの状態にある家庭に対し、児童の健全育成を図るために、支給される手当

●自立支援教育訓練補助金

雇用保険制度から支給を受けられないひとり親家庭の母・父が教育訓練の講座を受講したときに教育訓練に要した経費の6割（20万円が限度）を給付する制度

●スクールカウンセラー

子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で不登校やいじめ等児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングや教職員への助言等を行う職員。

●スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等との関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等との専門的な知識や技術を要する職員。

は行

●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親及びその子が18歳に達する年度末までの児童並びに父母のいない児童に対して医療費の本人負担分を助成する制度。

●病児・病後児保育

子どもが病気になり保育園などに行けず、保護者も仕事で子どもを看護することができない場合に保育の提供を行う制度

●貧困の連鎖

親の貧困が子供の貧困につながっていくこと。家庭の所得差によって子供の教育や健康に格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされる

●ファミリーサポートセンター事業

研修を受けた預かり会員による、小学生以下の子どものお迎えや預かりサービス

●放課後児童クラブ

就労等で昼間留守になる家庭の小学生を児童館や学校の空き教室、公民館などで預かり、放課後に適切な遊びと生活の場を提供する制度

●放課後児童クラブ保護者負担金減免事業

生活保護家庭、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯、市県民税非課税家庭を対象に放課後児童クラブの負担金を減免する制度

●母子父子寡婦自立支援員

ひとり親家庭等を対象に、その精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うと共に、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う

●母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低金利で貸し付ける制度で、修学資金、就学支度資金など12種類の資金がある

●ホームスタート

子育て経験のある研修を受けた「ホームビジター」が、育児の相談相手がいない、一人で外出しにくいなど困りのある方の自宅へ伺い、傾聴と協同により支援する制度